

文京区歩行喫煙とポイ捨て防止に関する意識啓発事業
報告書

平成 17 年 12 月

1. 事業の目的

近年、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て防止のための条例を制定する地方自治体が増えていく中で、これまで実際にごみの散乱防止に効果をあげているケースは少なかった。2002年に施行した千代田区の歩行喫煙と吸い殻などの放置（ポイ捨て）を禁止する条例（生活環境条例）では、違反者に対して罰金を科すようにしたところ大きな成果が上がった。

文京区においても、歩行喫煙による被害が増加しており、何らかの対策を求める意見が区民から行政に寄せられるようになってきた。そこで、文京区では、千代田区的生活環境条例のように罰金を科す方法ではなく、歩行者の喫煙マナーやモラルの向上によって、歩行喫煙とポイ捨て防止の徹底を図ることをねらいとしたキャンペーン（啓発事業）を市民・事業者との協働のもとに、平成16年2月から継続的に実施しており、過去2回のキャンペーンでは、キャンペーン実施前後の時間帯を比較すると、歩行喫煙とポイ捨ての防止にかなりの効果が上がっている。

その実績をふまえ、平成17年度においては、歩行喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンの実施場所を護国寺、茗荷谷、湯島の3地点に変更して実施することにした。この報告書は、平成17年10月に文京区で実施された歩行喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンについて、その背景となる歩行喫煙・ポイ捨て防止の取り組みと関連法制、今回のキャンペーンの枠組み、今回のキャンペーンによる歩行喫煙抑止効果を中心にとりまとめたものである。

2. 歩行喫煙・ポイ捨て防止関連条例の施行状況

多摩26市4町村と伊豆・小笠原諸島の9町村では、平成16年度に歩行喫煙の危険性や受動喫煙の周知を図り、喫煙マナーの向上を図るための「喫煙マナーアップキャンペーン」活動を実施した。平成17年度においては、東京23区が加わり、「オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン」として7月30日(土)から8月7日(日)まで共同キャンペーンを開催した。期間中は各地で喫煙者への啓発キャンペーンが行われた。

東京23区と東京多摩26市における歩行喫煙およびポイ捨て防止に関する条例の状況を確認しておこう。東京23区における歩行喫煙規制は、罰則のない条例が8区と最も多く、次いで、過料を科すことのできる条例と条例のない区がそれぞれ6区となっており、違反者に指導・命令をする条例は3区の順になっている（図1）。ポイ捨て防止に関する条例については、過料を科すことのできる条例が8区、罰則のない条例が5区、指導・命令をする条例が2区、条例のない区が1区となっている。東京23区においては、罰則や条例が

図1 東京23区の歩行喫煙に関する条例

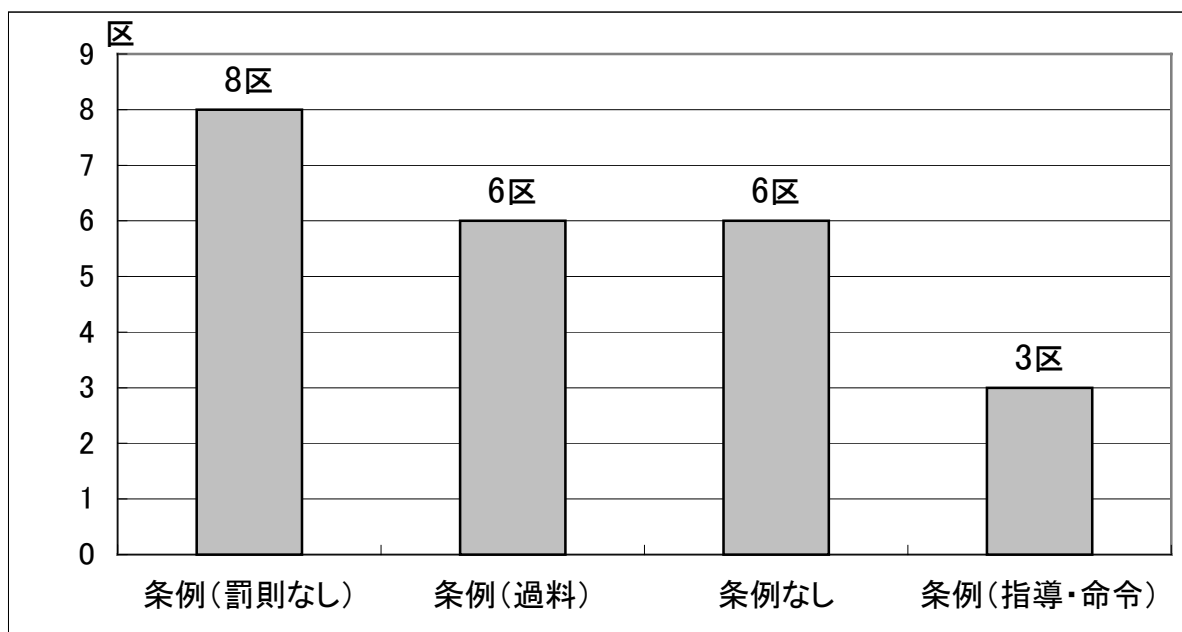


図2 東京23区のポイ捨て防止に関する条例

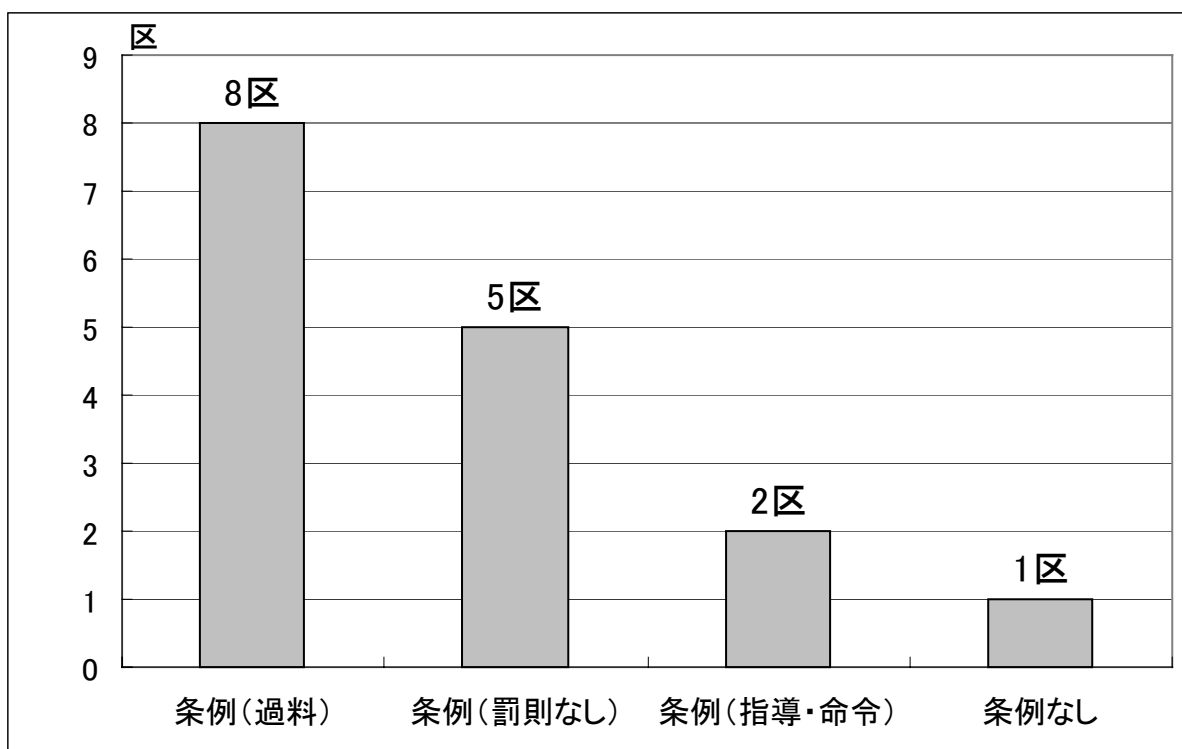


表1 歩行喫煙およびポイ捨て規制の罰則および対策

23区	歩行喫煙規制	ポイ捨て規制
千代田区	過料	過料
中央区	指導・公表	指導・公表
港区	罰則なし（啓発キャンペーン・喫煙場所の指定）	指導
新宿区	罰則なし（啓発キャンペーン・喫煙場所の指定）	過料
文京区	指導・勧告・公表	罰則なし（啓発キャンペーン）
台東区	罰則なし（啓発キャンペーン・喫煙場所の指定）	勧告・公表（一斉清掃）
墨田区	条例なし（条例案策定段階）	勧告
江東区	条例なし	罰則なし（一斉清掃）
品川区	過料	過料
目黒区	条例なし	過料
大田区	過料	過料
世田谷区	罰則なし（路上禁煙地区指定）	過料
渋谷区	条例なし	過料
中野区	指導（条例改正後、過料）	指導（条例改正後、過料）
杉並区	過料	過料
豊島区	罰則なし（啓発キャンペーン）	過料
北区	罰則なし	罰則なし（啓発キャンペーン）
荒川区	条例なし	助言・指導・勧告
板橋区	過料	過料
練馬区	罰則なし（啓発キャンペーン）	勧告・公表
足立区	罰則なし（条例改正検討）	過料
葛飾区	過料	過料
江戸川区	条例なし	条例なし

「条例なし」は該当する条例がない自治体、「罰則なし」は該当する条例はあるが、罰則規定がないことを示す。

図3 東京多摩 26 市の歩行喫煙に関する条例

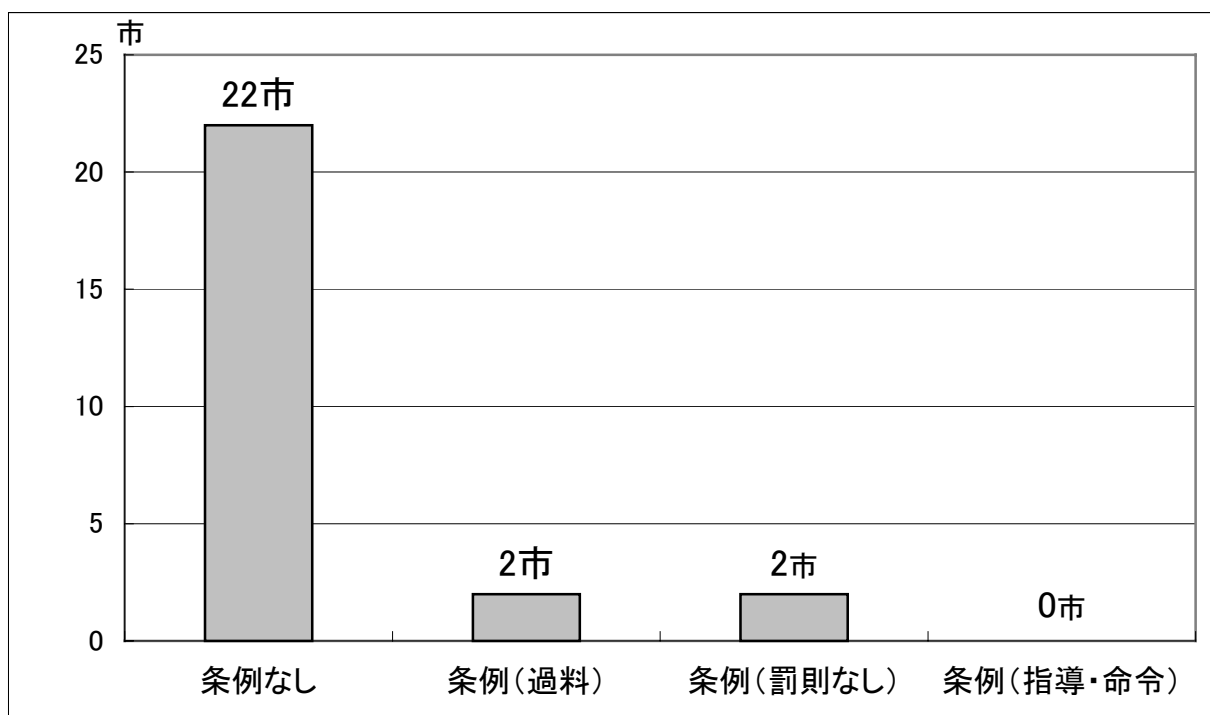


図4 東京多摩 26 市のポイ捨て防止に関する条例

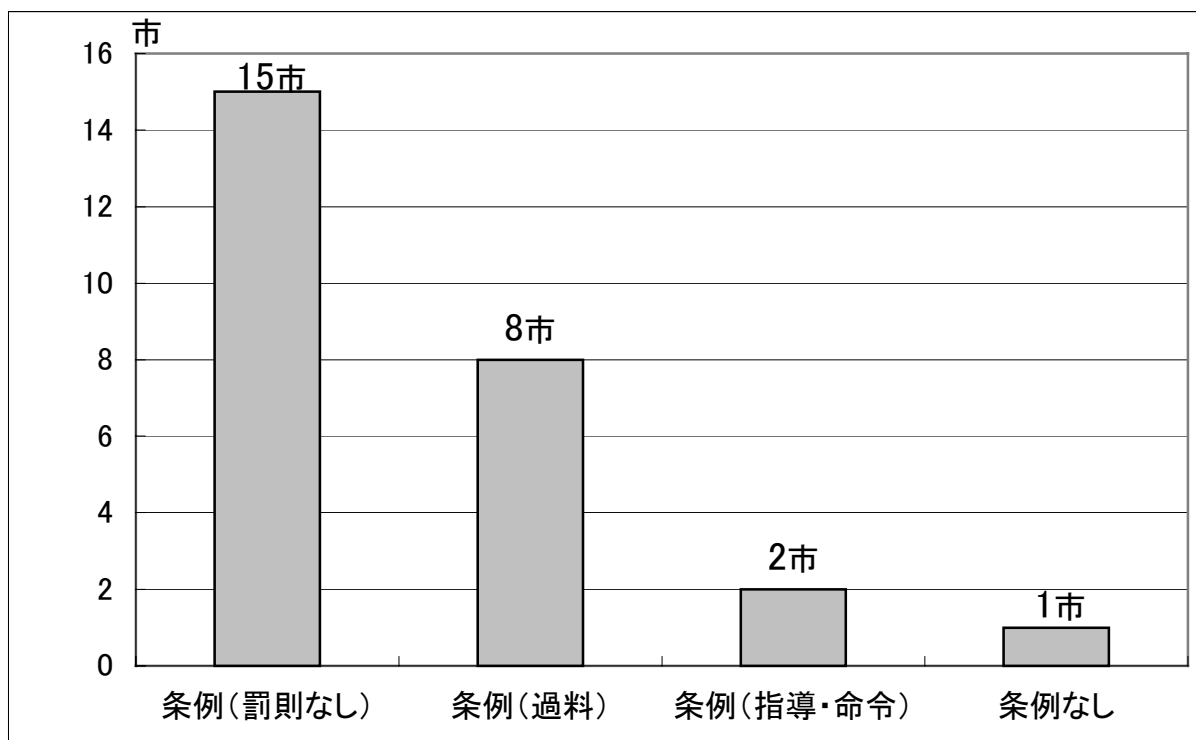


表2 歩行喫煙およびポイ捨て規制の罰則および対策

東京 26 市	歩行喫煙規制	ポイ捨て規制
八王子市	条例なし（啓発キャンペーン）	罰則なし
立川市	条例なし	罰則なし
武蔵野市	条例なし（啓発キャンペーン）	勧告・公表
三鷹市	条例なし	罰則なし
府中市	過料	過料
昭島市	条例なし	過料
調布市	罰則なし（啓発キャンペーン）	過料
町田市	条例なし	過料
小金井市	過料	過料
日野市	条例なし	過料
国分寺市	条例なし	条例なし
国立市	条例なし	罰則なし
狛江市	条例なし	罰則なし
東大和市	条例なし	命令
武蔵村山市	条例なし	過料
多摩市	条例なし	罰則なし
稲城市	条例なし	過料
小平市	条例なし（モデル事業実施）	罰則なし
東村山市	条例なし	罰則なし
西東京市	条例なし	罰則なし
清瀬市	条例なし	過料
東久留米市	罰則なし	罰則なし
青梅市	条例なし	罰則なし
福生市	条例なし	罰則なし
羽村市	条例なし	罰則なし
あきる野市	条例なし	罰則なし

「条例なし」は該当する条例がない自治体、「罰則なし」は該当する条例はあるが、罰則規定がないことを示す。

ない区においても、区独自の啓発キャンペーンや喫煙場所・路上禁煙地区の指定など歩行喫煙やポイ捨てを規制する区が多い(表1)。

東京多摩 26 市では、歩行喫煙に対して過料を科す条例と罰則のない条例がそれぞれ 2 市に留まっており、ほとんどの市(22 市)で歩行喫煙に関する条例を施行していない(図3)。一方、ポイ捨て防止に関する条例の施行状況は、罰則のない条例が 15 市、次いで、過料のない条例が 8 市、指導・命令のできる条例は 2 市の順になっており、条例のない市は 1 市だけとなっている(図4)。啓発活動や規制についても東京 23 区ほど実施されていない¹⁾(表2)。

3. 文京区歩行喫煙NO!キャンペーンの枠組み

今回のキャンペーンの企画については、これまでに実施した2回のキャンペーンと同様、文京区、NPO 法人「環境ネットワーク・文京(ENB)」、町会役員、周辺の大学関係者などが協議した。その結果、街頭キャンペーンと事前・事後実測調査をENBメンバーと拓殖大学・東洋大学・文京学院大学の学生、文京区担当者、啓発ポスターと後方支援を各町会等、事業報告書の作成を東洋大学経済学部山谷研究室がそれぞれ担当することになった。

(1) 街頭キャンペーン

キャンペーンの内容は、次のとおりである。

平日2日間にわたり、通勤・通学時間帯の午前7時40分から9時40分の2時間、護国寺、茗荷谷、湯島の駅周辺の3ヵ所において、街頭でのぼり旗を立てて、キャンペーン用のウィンドブレーカーを着た担当者が歩行喫煙の自粛を呼びかけながら、「迷惑な歩行喫煙 ポイ捨て NO!」のチラシ付きティッシュペーパーを通行人に手渡す。同時に、担当者が駅周辺地域で捨てられたタバコを拾い(清掃活動)をする。

ポスターを区内全域の地下鉄駅構内や町会掲示板など主要地点や商店・事業所に配布・掲示する。

(2) 歩行喫煙状況調査

キャンペーン実施による歩行喫煙抑止効果を把握するために、キャンペーン実施前後の

¹⁾ 東京都市長会の「歩きたばこ・吸い殻ポイ捨てに関する調査」(平成15年6月実施)では、歩行喫煙の啓発活動を実施しているのは5市、ポイ捨てに関する啓発活動は14市となっている。

表3 街頭キャンペーン・事前・事後調査の日程

場 所	日程			
	事前調査	キャンペーン		事後調査
護国寺	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日
茗荷谷	10月24日	10月25日	10月26日	10月27日
湯 島	10月31日	11月1日	11月2日	11月4日

注) 天候については、10月17日と10月27日が雨天、10月31日が曇、
その他の日はすべて晴れ。

日の午前7時40分から9時40分までの間、キャンペーン実施場所の調査地点2カ所において、全歩行者数、歩行喫煙者数の実測調査を実施する(表3)。

4. キャンペーンの歩行喫煙抑止効果

キャンペーンの前後の時間帯における全歩行者に占める喫煙者の比率(以下、喫煙者率とする)の変化は、図5～7に示すとおりである。護国寺においては、キャンペーン実施前後の喫煙者率が1.2%から1.4%へと上昇している。これは、事前調査を実施した日が雨天であり、片手に傘、もう一方の手にカバンを持つ歩行者も多く、歩行喫煙しにくい状況から喫煙率が低い水準になったと考えられる。さらに、喫煙者率が事前、事後ともに1%台と低かったこともキャンペーンの効果が現れにくかった原因としてあげられる。

一方、茗荷谷と湯島の観測場所については、キャンペーン実施後には、実施前と比べて低下している。キャンペーン実施前後の喫煙者率は、茗荷谷で実施前の3.8%から実施後の2.4%へ、湯島で3.3%から2.8%へと低下した。しかし、茗荷谷で事後調査をした日は雨天で、歩行喫煙しにくい状況であったことも喫煙率の低下をもたらした要因の1つといえる。

図5 護国寺の喫煙者数と喫煙者率

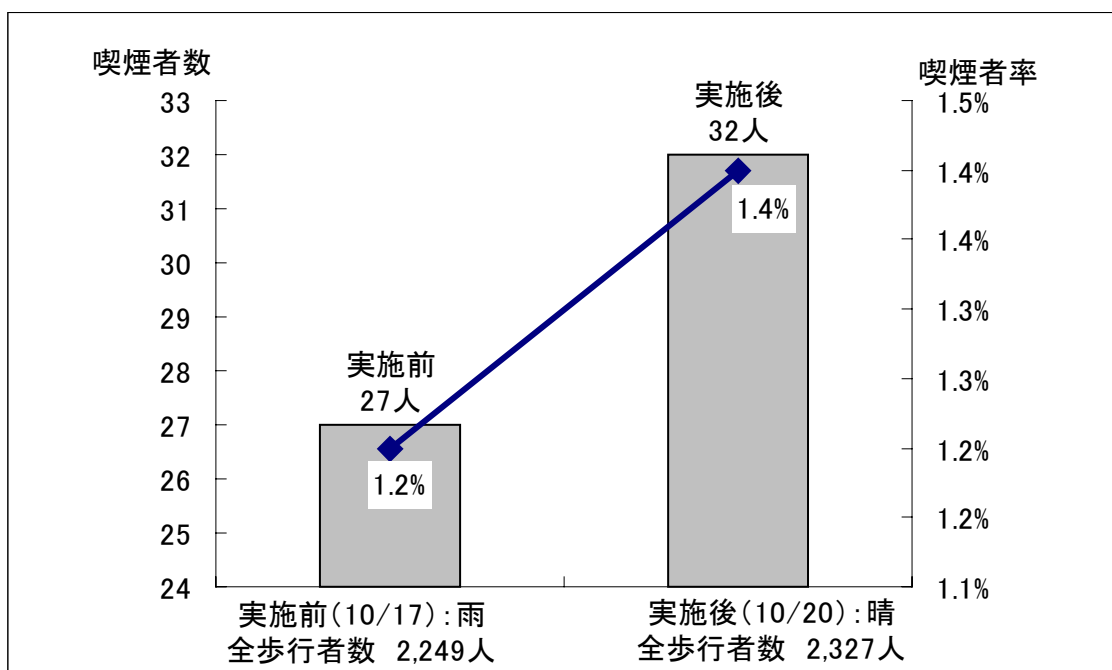
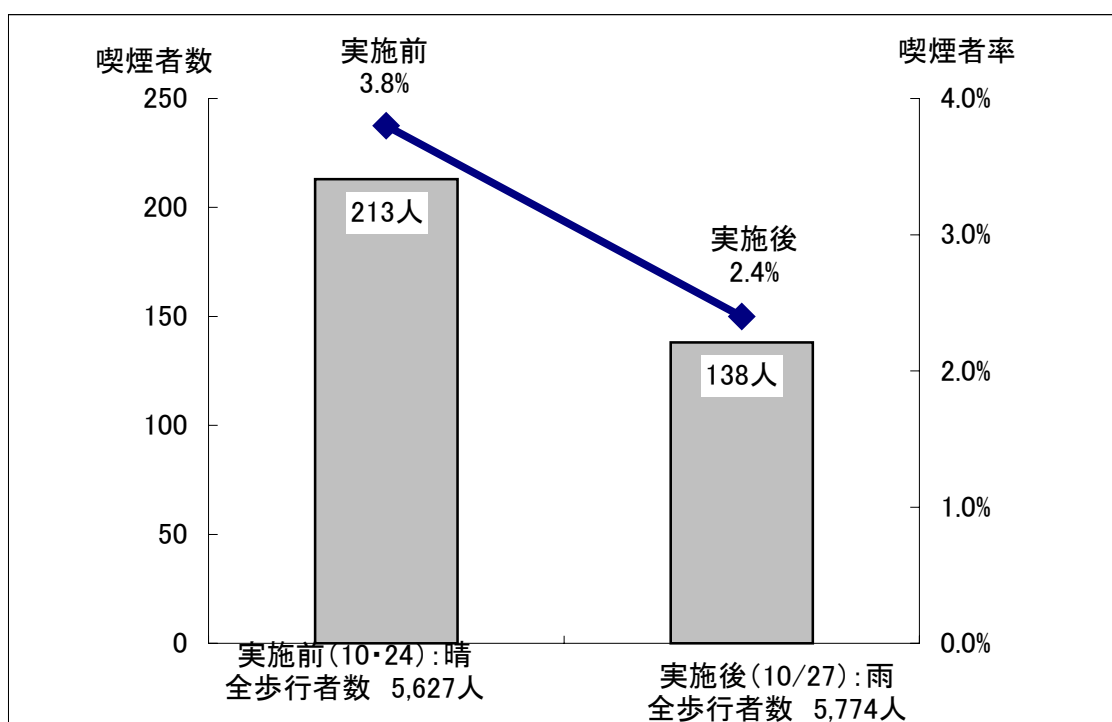
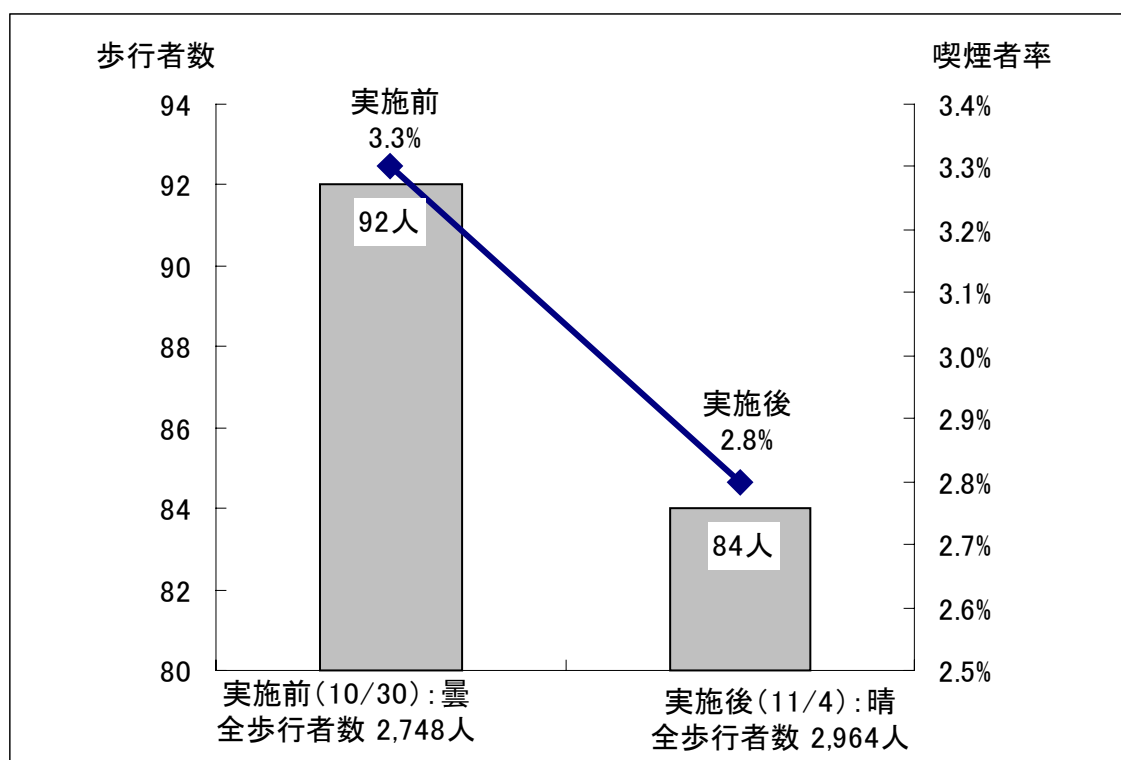


図6 茗荷谷の喫煙者数と喫煙者率



注) 10月27日(木)のB地点調査は測定者との伝達不備から、全歩行者数を男性のみカウントした。測定者の感覚では男・女ほぼ同数とのことであった。そのため、「男性:977(実数)+女性:900(仮数)=1,877人」と仮定し、A地点調査の3,897人に合算した。

図7 湯島の喫煙者数と喫煙者率



5. まとめ

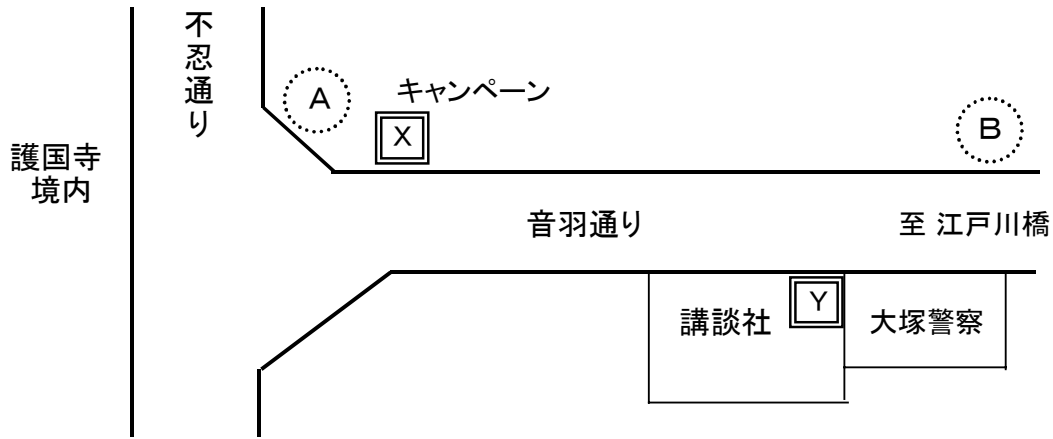
今回の啓発事業では、啓発キャンペーンを実施した3地点のうち、実施前に雨に見舞われた1地点を除く2地点について、歩行喫煙率の低下がみられた。これまでのキャンペーンでも天候要因の影響で歩行喫煙率が変化することはあったが、キャンペーン実施後に喫煙率が高くなったのは初めての経験であった。実施後に歩行喫煙率が高くなった地点の測定結果については、天候要因をはじめ、地点特性、測定精度などさまざまな角度から検討を加え、今後の啓発事業の改善につなげてまいりたい。

参 考 資 料

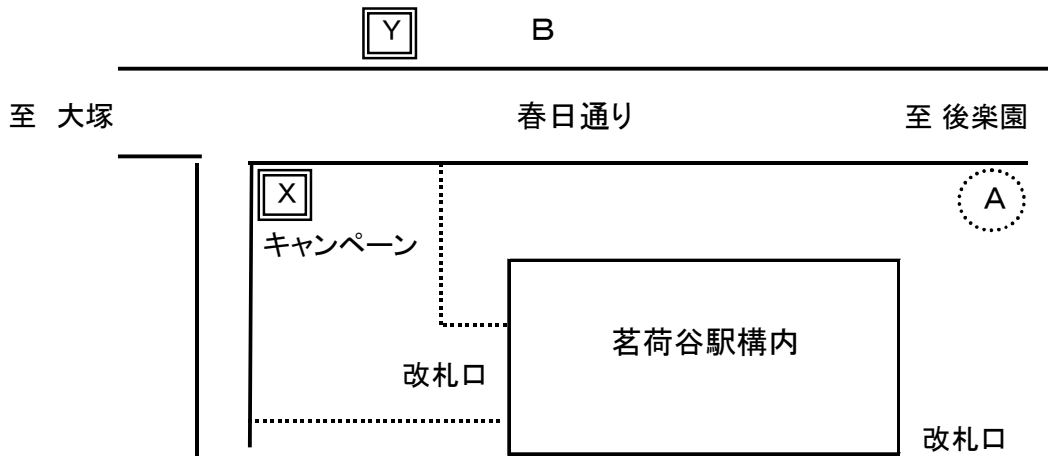
- 1 . 歩行喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン実施・実測調査地点地図
- 2 . 平成17年度 後期 歩行喫煙・ポイ捨て防止 効果測定調査表

参考資料1 歩行喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン実施・実測調査地点地図

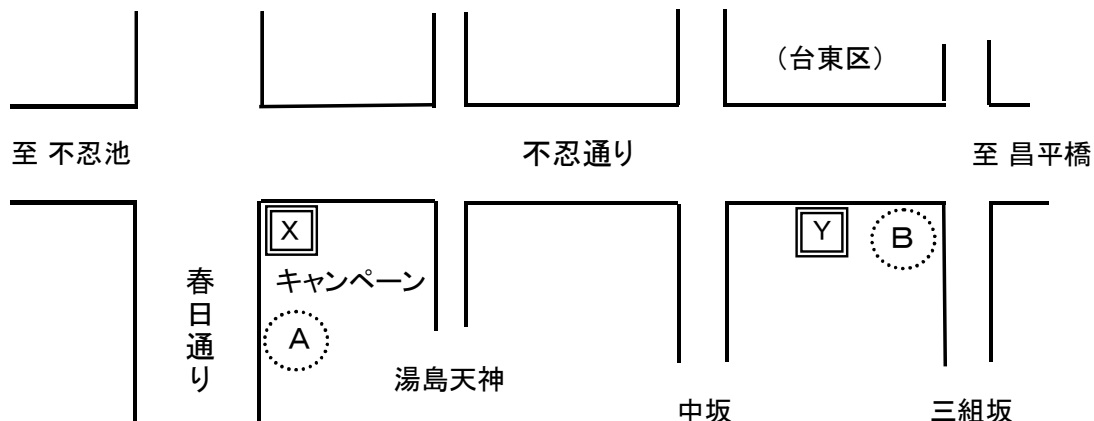
護国寺



茗荷谷



湯島



参考資料2 平成17年度 後期 歩行喫煙・ポイ捨て防止 効果測定調査表

場所	日時	効果測定	天候	調査地点	全歩行者数	歩行喫煙者数	備考
護国寺	10/17 (月)	キャンペーン 前	雨	A	995	10	
				B	1,254	17	
	10/20 (木)	キャンペーン 後	晴	A	1,257	13	
				B	1,070	19	
茗荷谷	10/24 (月)	キャンペーン 前	晴	A	3,777	137	
				B	1,850	76	
	10/27 (木)	キャンペーン 後	雨	A	3,897	100	
				B	1,877	38	(注)3. 参照
湯島	10/31 (月)	キャンペーン 前	曇	A	1,812	51	
				B	936	41	
	11/04 (金)	キャンペーン 後	晴	A	1,974	40	
				B	990	44	

(注) 1. 全歩行者の対象は中学生以下を含めない

2. 調査地点A、Bは参考資料1の記載通り。キャンペーン前・後にてA、B地点を変えないこと

3. 10月27日(木)B地点調査のうち、全歩行者数は測定者との伝達不備から、女性を除いた男性のみをカウントしました。測定者の感覚では男・女ほぼ同数とのことです。そのため、下記の通り仮定した数値を合算して処理します。

男性：977(実数) + 女性：900(仮数) = 1,877(上表の数値)